

## 富岡町文化交流センターLED 照明更新事業仕様書

1. 業 務 名 富岡町文化交流センターLED 照明更新事業
2. 業務の目的  
富岡町文化交流センターの照明について既存灯から LED に更新を行い、電気使用量の低減、機能改善を行うことを目的とする。
3. 業務期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで (LED 照明更新)
4. 施工場所 富岡町文化交流センター 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1
5. 施工施設の規模
  - (1) 建築面積 5251.52 m<sup>2</sup>、延べ床面積 8109.34 m<sup>2</sup>
  - (2) 構 造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階
  - (3) 施工範囲 別紙範囲図の通り
  - (4) その他の条件等  
事業にかかる費用は、総額 26,000 千円 (税込み) を上限目安とし、10 年間の賃貸借契約で費用を支払うもの (最長 5 年の長期継続契約を更新するもの) とする。
6. 業務内容
  - (1) 富岡町文化交流センター照明設備更新 (灯具・安定器等を含む)
    - ① 施設の予備調査
    - ② 照明設備更新 (別紙範囲図の通り)
    - ③ リース契約を締結する (10 年間)  
※各工程が終了した段階で発注者の承認を得て次工程に移ること
7. 業務の処理等
  - (1) 一般事項
    - ① 受託者は、設計にあたり、富岡町及び町の指定する監督員等と十分に相互調整し、その指示に従って業務を行うこと。
    - ② 設計及び工事は、福島県建築工事共通仕様書並びに関係法令等を準拠するものであること。
    - ③ 業務遂行に必要な資料は、必要に応じ町が提供または貸与する。但し、町が保有しない資料については、町と受託者が協議するものとする。また、更新工事においてはより改修経費や省エネ化などについてより効率的な技術提案を組み入れること。
    - ④ 設計については建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項に規定

する一級建築士等の承認を得ること。

(2) 協議、打合せ等

- ① 受託者は、業務の実施にあたり、業務工程表に基づいて、必要な協議・打合せを実施すること。
- ② 受託者は、業務の詳細及びその作業の範囲について、町と事前に十分な協議を行い、業務を的確に達成すること。
- ③ 町と受託者双方の出席により打合せ等を実施した場合は、受託者は当該打合せ等の議事録を作成し、町に提出すること。

(3) その他の留意事項

- ① 本業務に関する情報・資料等を他に漏らすことなく、秘密を厳守すること。

8. 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、福島県建築・設備工事に係る提出書類チェックリストに定めるものとし、次の書類等を町に提出すること。書式は町から特定の指示がない場合は福島県の共通仕様書に規定するものを参考とする。

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者選任届
- ④ 電子データ（提出書類、竣工図面等）

(2) 受託者は、業務を完了した時は、委託業務完了通知書を町に提出すること。

9. 業務の成果品

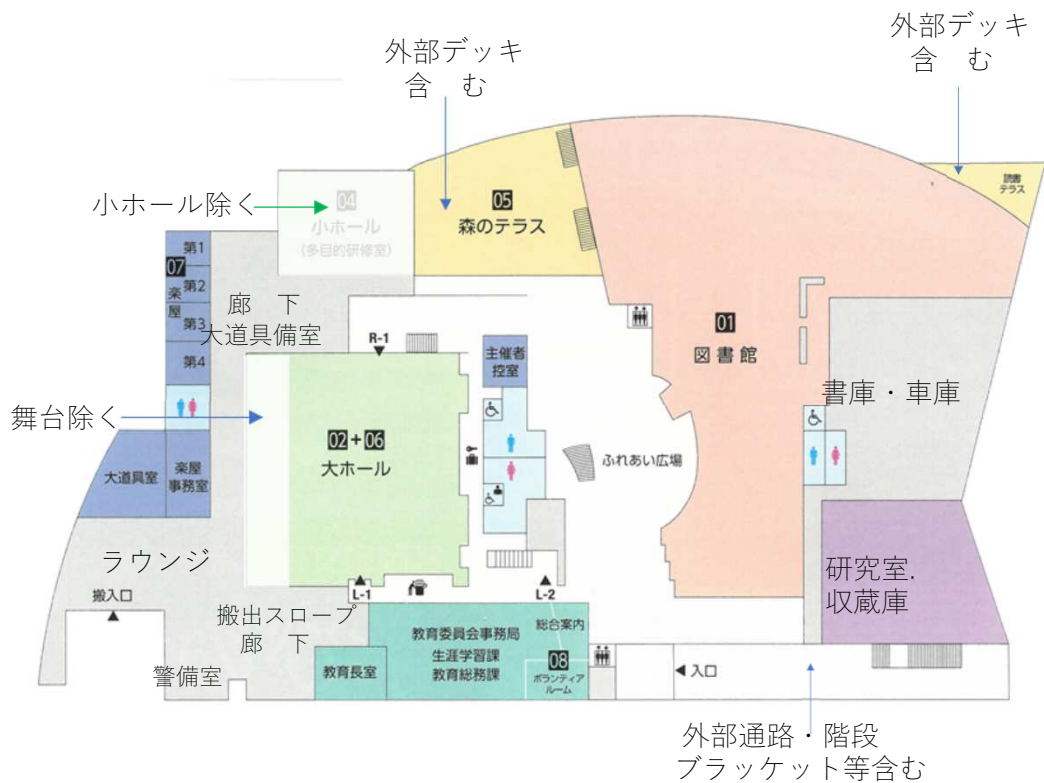
- (1) 予備調査報告書・更新工事設計書・図面
- (2) 竣工図面・竣工写真・工事経過写真
- (3) リース契約書

10. その他

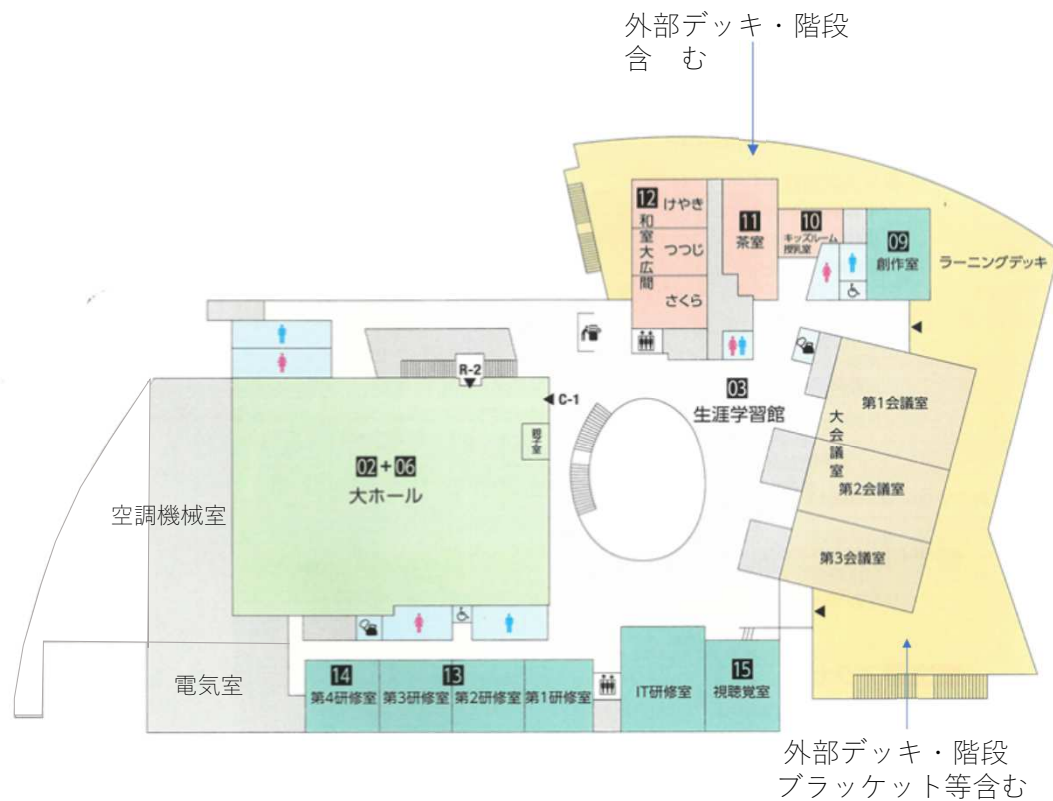
本仕様書に記載のない工事に係る事項及び疑義を生じた場合については、富岡町工事契約約款によるもののほか、町と受託者で誠意を持って協議の上、決定すること。

リース契約については、町と受託者で協議の上、決定すること。

# 富岡町文化交流センターLED化位置図



1階照明器具位置図



2階・中2階機械室等照明含む) 位置図